

検討会の設置について（案）

- (1) 事業者の公害防止対策については、これまで各種の環境規制の強化とともに、公害防止管理者制度や事業者の自主的な社内体制の整備によって大きな成果を上げてきた。

事業者の公害防止対策への取組は、事業経営の根幹に関わるものであり、環境規制の遵守を前提に事業者が責任を持って行うべきものである。

- (2) 近年、事業者の自主的な社内体制の整備については、以下のような課題が生じている。

まず、一部の事業者において、公害発生施設の管理不備による排出基準の超過や公害防止業務の不適正な実施などが見受けられる。このような状況により、公害防止に携わる個人の資質のみに頼るのではなく、全社的に取り組む体制の強化が求められる。

また、近年、事業者は様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係を重視し、社会的責任を果たすことが求められており、環境対策についても、経営者の指揮の下、全社を上げて取り組みが必要である。また、CSR活動など、各種の環境マネジメント手法が普及しており、これらの手法も取り入れながら、実効性のある公害防止体制を確立することが求められる。

- (3) 公害防止管理者制度については、すでに、昨年度、近年の社会状況の変化にあわせて、資格者の要件が見直されるとともに、環境マネジメントなどの環境管理の視点を重視した試験内容等への見直しを行った。

- (4) このような状況から、公害防止管理者制度の見直しと相まって、事業者が実効性のある公害防止体制の整備を図るために必要な「自主的な公害防止体制の整備の在り方」について改めて検討を行うことが求められる。

具体的には、経営者自らがトップマネジメントとして公害防止に携わり、全社的な取組を進めること、工場では体制を整備して従業員へ適切な環境教育を施すこと、地方公共団体、地域住民、地域企業など利害関係者とのリスクコミュニケーションを図り環境対策を講じていくことなどの課題について検討を行う。

このため、経済産業省及び環境省は、産業界、有識者など関係者の参加を得て、共同で検討会を設置し（関係4省庁がオブザーバーとして参加）「今後の環境管理における公害防止体制の整備の在り方」の課題と方向性について検討を行う。

さらに、本検討を踏まえて、事業者が自主的な公害防止体制を構築する上で参考となるガイドラインを策定し、産業界、地域団体などに幅広く普及、啓発を呼びかけていくものとする。